

# 「ひなた飲食店認証」換気設備設置等支援事業費補助金

## 申請の手引き

◎ 「補助金交付申請書」受付期間

令和4年5月9日～令和4年12月31日(当日消印有効)

※予算の状況により、令和4年12月31日を待たずに受付を終了することがあります。

◎ 「補助金実績報告書」提出期限

令和5年1月31日(当日消印有効)

※期限までに補助金実績報告書が提出されなかったときは、補助金をお支払することはできません。

令和4年4月

飲食店認証サポートセンター

(公益社団法人宮崎県食品衛生協会)

〒880-0802 宮崎市別府町2-12 建友会館内

電話 0985-41-8853 / FAX 0985-41-8867

# 目 次

「ひなた飲食店認証」換気設備設置等支援事業費補助事業の概要	1
補助金交付申請書の書き方	6
平面図、現場写真等を作成する場合の留意事項	11
平面図、現場写真等の作成例	12
補助金実績報告書の書き方	15
ひなた飲食店認証の取得方法	18
様式一覧	
「ひなた飲食店認証」換気設備設置等支援事業費補助金交付申請書 (別記様式第1号)	19
「ひなた飲食店認証」換気設備設置等支援事業費補助金実績報告書 (別記様式第7号)	21
特別徴収実施確認・開始誓約書 (様式第2号)	23
ひなた飲食店認証基準・適合チェックシート (添付様式1)	24
発注書(サンプル)	25
発注請書(サンプル)	26
工事完了報告書(サンプル)	27

# 「ひなた飲食店認証」換気設備設置等支援事業費補助事業の概要

## 【概要】

飲食店を営む事業者(以下「事業者」という。)が、新型コロナ対策認証(以下「ひなた飲食店認証」という。)を取得することを支援するため、事業者が実施する換気設備の設置・改修工事に要する経費を補助します。

## 【補助対象者の要件】

次の全ての要件を満たしていること。

- 1 食品衛生法に基づく飲食店営業の営業許可を受けている事業者であること。
- 2 ひなた飲食店認証を取得した事業者、又はひなた飲食店認証制度の対象であり、今後取得予定の事業者であること。
- 3 県税に未納がないこと。
- 4 個人住民税について特別徴収を実施している又は特別徴収を開始することを誓約すること。
- 5 事業者(法人にあっては構成員を含む。)が、暴力団や暴力団員ではないこと、又は暴力団や暴力団員と密接な関係がないこと。
- 6 その他補助が適当でないとし事が認める者でないこと。

## 【補助対象施設の要件】

次の全ての要件を満たす施設であること。

- 1 食品衛生法に基づく飲食店営業の営業許可を受けている施設
- 2 必要換気量(一人あたり毎時30m<sup>3</sup>以上)を満たしていない施設

注) 上記を満たす施設であっても次の施設は補助の対象外です。

- ① 店内での飲食を目的とした客席を有さない施設(テイクアウト専門店、デリバリー専門店等)
- ② 学校、病院その他の施設の委託事業等、特定の者を対象とした営業を行う施設
- ③ 仮設や自動車等の移動営業を行う施設

## 【補助対象事業の要件】

次の全ての要件を満たす事業であること。

- 1 ひなた飲食店認証基準（必要換気量を満たす）に沿った換気設備で、客席の換気を行う換気設備の設置・改修工事であること。
- 2 設置する換気設備が建築物に固定されていること。
- 3 工事請負契約等により設置される換気設備であること。（換気設備のみの購入費用は対象外です。）
- 4 換気設備の設置・改修工事を行うことについて、建物所有者から承諾が得られていること。
- 5 本補助金の他に国、県の補助金等の交付を受けていないこと。
- 6 交付決定通知書が交付された以降に着手された工事であること。

## 【補助対象となる換気設備の要件】

補助対象となる換気設備は、客席部分の換気を主たる目的とした換気設備です。

次のものは補助対象外です。

- 1 厨房及びトイレの換気設備
- 2 焼肉店等の排煙装置
- 3 エアコン
- 4 換気機能付きエアコン
- 5 空気清浄機
- 6 空気清浄機能付きエアコン
- 7 サーキュレーター（送風機）
- 8 扇風機
- 9 換気扇設備の清掃又は修理

## 【補助額及び補助率】

- 1 補助金の上限額は1事業者当たり50万円（消費税は事業者負担）です。

例えば、1事業者が営業している複数の営業所に換気設備を設置するときは、補助金の上限額は併せて50万円となります。

- 2 補助率は10／10です。

ただし、事業計画に補助対象とならない経費が計上されているときは、補助額が申請額を下回ることがあります。

## 【申請書等の書類】

### 1 補助金の交付に必要な書類

- ① 交付申請書兼誓約書兼チェックシート（様式第1号） **申請の手引きP19**
- ② 納税証明書（県税に未納がないことの証明）  
※ 県税は個人県民税、法人事業税、自動車税等があります。
- ③ 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第2号） **申請の手引きP23**  
※ 個人住民税の特別徴収とは、事業者が従業員に支払う給与から個人住民税を天引きし、従業員に代わって個人住民税を納付する制度です。
- ④ 工事見積書
- ⑤ 平面図
- ⑥ 仕様書（メーカー発行の換気扇の換気量が分かるもの）
- ⑦ 工事前の現場写真  
※ 写真上で換気設備を設置・改修する場所を特定しますので、**申請の手引きP11～12**を参考にして撮影してください。
- ⑧ ひなた飲食店認証基準適合チェックシート（添付様式1） **申請の手引きP24**
- ⑨ 食品衛生法に基づく営業許可証の写し  
※ 補助金交付申請時に営業許可を取得していない事業者は、飲食店認証サポートセンターに連絡してください。

### 2 補助金の受領に必要な書類

- ① 実績報告書兼請求書兼チェックシート（様式第7号） **申請の手引きP21**
- ② 工事請負契約書又は発注書及び発注請書の写し  
**サンプルは申請の手引きP25と26**
- ③ 領収書又は振込記録等の写し
- ④ 工事完了報告書の写し **サンプルは申請の手引きP27**
- ⑤ 工事前後の現場写真  
※ 写真上で換気設備を設置・改修した場所を確認しますので、**申請の手引きP17**を参考にして撮影してください。
- ⑥ 食品衛生法に基づく営業許可証の写し（新規開業施設に限る。）
- ⑦ 補助金振込先口座と口座名義が確認できる通帳の写し
- ⑧ ひなた飲食店認証書の写し

## 【提出方法】

飲食店認証サポートセンターへ郵送してください。

## 【受付窓口】

飲食店認証サポートセンター（(公社)宮崎県食品衛生協会）

〒880-0802 宮崎市別府町2-1-2 建友会館内

電話 0985-41-8853 / FAX 0985-41-8867

E-mail miyasapo@miyashoku.or.jp

[窓口開設時間] 月曜日から金曜日（祝日、年末年始は除く。）午前10時から午後4時

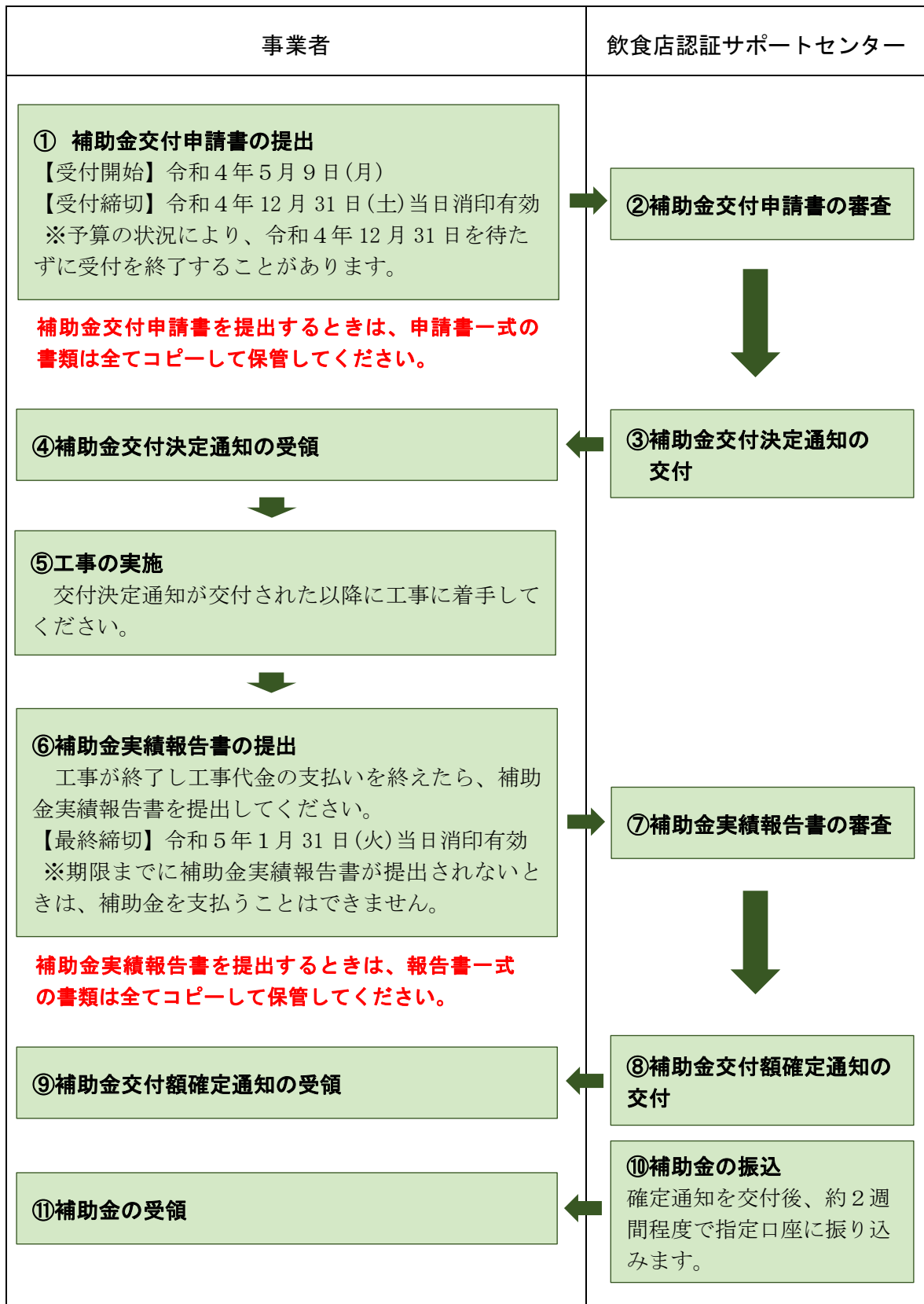
## 【補助事業の内容を変更しようとする場合の手続き】

交付決定通知書が交付された後、補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに飲食店認証サポートセンターに連絡し指示に従ってください。

## 【その他留意事項】

- ・事業者は、県又は飲食店認証サポートセンターから検査、報告、是正のための措置の求めがあったときは、これに応じる必要があります。
- ・事業者は、補助金に関する申請書類等は令和11年4月1日まで保存してください。
- ・事業者は、定められた期間が経過するまで、補助金を受けて取得した換気設備の譲渡、取り壊し等はできません。（これらのことが必要なときは、承認を得る必要があります。）
- ・提出書類に虚偽の記載や補助事業の実施に不正行為があったとき、又は公的資金の助成先として適切でないと判断されたときは、事業者に対し補助金交付の決定を取り消し、又は既に補助した額の返還を求めることがあります。

【手続きの流れ】



# 補助金交付申請書の書き方

## 1 補助金交付申請書

補助金交付申請書は「申請の手引き P19」にあります。次の注意書きを読んで、正確に書いてください。

別記様式第1号		色が付いている部分は必ず書いてください。	
「ひなた飲食店認証」換気設備設置等支援事業費補助金交付申請書		兼誓約書 兼チェックシート	
		令和 年 月 日	
公益社団法人宮崎県食品衛生協会長 殿		申請日を書いてください。	
標記 とあり	飲食店営業許可証の氏名と申請者名が異なる場合は、飲食店認証サポートセンターに連絡してください。	記	押印してください。 法人は登記印です。
申請者	ふりがな		裏面の注意事項を、よく読んで記入してください。
	氏名	印	
	現住所	〒	
営業所	ふりがな	営業許可番号	携帯電話番号を書いてください。
	営業所の名称、屋号又は商号	※複数店舗分の申請の場合、複数の番号を記入。 ※全ての営業許可証の写	取れる番号
	営業所の所在地	〒	飲食店営業許可証の許可番号を書いてください。
事業計画	経費内訳 (資材費、施工費、運搬費、管理費など) ※消費税は補助対象外です。 ※記入欄が不足する場合は、任意の用紙に同様の内訳を記載して添付してください。 ※複数店舗申請する場合、合計額を記入し、※対応する提出してください。	費目	金額
		ここに「工事見積書のとおり」と書いてください。	ここには何も書かないでください。
		消費税抜き金額で、最大500,000円です。	
		計	
	申請額 ※消費税は補助対象外	【税抜】	円
工事実施(予定)時期	令和 年 月 日	から	令和 年 月 日 まで
【要件該当確認】	<input type="checkbox"/> 以下の項目に相違ないことを誓約します	希望する工事実施時期を書いてください。	
右の項目について	・提出書類に記載した内容は事実と相違ありません。 ・補助対象事業は、他の補助制度を受けません。 ・建物所有者から承諾が得られています。 ・申請書に添付する書類は、申請書の記載内容と一致しています。 ・暴力団員ではなく、暴力団や暴力団員と密接な関係がないことを誓約します。	全ての添付書類が必要です。添付書類が揃っていないものに <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。	
【添付書類確認】	右の項目について、添付されている場合は <input type="checkbox"/> にチェック( <input checked="" type="checkbox"/> )してください。		
	① 納税証明書(県税に未納がないことの証明)	<input type="checkbox"/>	
	② 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第2号)	<input type="checkbox"/>	
	③ 補助対象経費が確認できる書類等(工事見積書等)	<input type="checkbox"/>	
	④ 補助対象事業の令和3年度に換気設備補助金の交付の有無について「〇」を付けてください。	<input type="checkbox"/>	現場写真等
	⑤ (添付書類)	<input type="checkbox"/>	
	⑥ 食品衛生法に基づく飲食店営業許可証の写し	<input type="checkbox"/>	
令和3年度に同補助金の交付を受けた事業者ですか。		はい	いいえ
食品衛生協会 記入欄	交付決定年月日	6	交付決定額
	交付日		円



## 2 補助金交付申請書の添付書類

補助金交付申請書には次の8種類の添付書類が必要です。工事業者と相談して添付書類を揃えてください。詳しくは、添付書類ごとの説明書きを読んでください。

- ① 納税証明書(県税に未納がないことの証明)
- ② 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書
- ③ 工事見積書
- ④ 平面図
- ⑤ 仕様書
- ⑥ 工事前の現場写真
- ⑦ ひなた飲食店認証基準適合チェックシート
- ⑧ 食品衛生法に基づく飲食店営業許可証の写し

重要

### (1) 納税証明書(県税に未納がないことの証明)

県税は個人県民税、法人事業税、自動車税等があります。

重要

- ① 納税証明書は、最寄りの県税・総務事務所で取ってください。
- ② 納税証明書の有効期限は6か月です。

県税・総務事務所	電話	所在
宮崎県税・総務事務所	0985-26-7271	宮崎市橘通東 1-9-10 (県庁4号館旧宮崎総合庁舎1階)
日南県税・総務事務所	0987-23-3771	日南市戸高 1-12-1(日南総合庁舎1階)
都城県税・総務事務所	0986-23-4516	都城市北原町 24-21(都城総合庁舎1階)
小林県税・総務事務所	0984-23-3194	小林市細野 367-2(小林総合庁舎1階)
高鍋県税・総務事務所	0983-23-0213	高鍋町北高鍋 3870-1(高鍋総合庁舎1階)
日向県税・総務事務所	0982-52-4147	日向市中町 2-14(日向総合庁舎1階)
延岡県税・総務事務所	0982-35-1811	延岡市愛宕町 2-15(延岡総合庁舎1階)

### (2) 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書

個人住民税の特別徴収とは、事業者が従業員に支払う給与から個人住民税を天引きし、従業員に代わり個人住民税を支払う制度です。様式は「申請の手引きP23」にあります。

全ての事業者は次のいずれかに該当しますので、所定の手続きを行ってください。

- ① 「1 領収書の写し添付」に該当する事業者は、6か月以内の領収証書の写しを添付してください。
- ② 「2 添付する領収書の写しがない場合等」に該当する事業者は、在住している市町村の税務担当課にこの書類を持って行き、確認印をもらってください。



年 月 日

住所、氏名を書いてください。

住 所  
氏 名

押印してください。

印

（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）

チェック欄（いずれかに該当する項目□にチェックを入れてください。）

1 領収証書の写し添付

当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

6か月以内の領収書の写しを添付してください。

該当する何れかに☑してください。

ここに該当するときは、市町村から指定番号を聞いて書いてください。

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。

→ 確認印を受けてください。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号：

※ 各事業所で事前に記入しておいてください。

(2) 特別徴収義務がない

当事業所は、特別徴収義務

「2 添付する領収書の写しがない場合等」に該当するときは、市町村の税務担当課から確認印をもらってください。

(町・村)確認印

→ 確認印を受けてください。

(3) 開始誓約

当事業所は、 年 月から、従業員等の個人住民税について特別徴収を開始することを誓約します。

つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。

→ 確認印を受けてください。

### (3) 工事見積書

工事業者が発行する工事見積書を添付してください。

重要

- ① 換気扇や給気口等の設備には型番を書いてください。
- ② 工事見積書には「工事金額」、「消費税」、「見積金額」を全て書いてください。
- ③ 工事見積書には「作成日」、「工事業者名」、「飲食店名」を明記してください。
- ④ 工事に係る労務費や管理費等は、国土交通省「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価」を厳守してください。
  - ・ 労務単価 所定労働時間内8時間当たり 最大24,100円
  - ・ 管理費等 所定労働時間内8時間当たり 最大9,800円
- ⑤ 工事見積書に計上する費目は、資材費、労務費、管理費、廃棄物処理費等にきちんと区別してください。
  - ・ 資材費 換気設備の経費  
(換気扇、給気口、ダクト、グリル、ベントキャップ等)
  - ・ 労務費 換気設備を設置するための人件費  
(換気設備の取付工事、電気工事、養生、運搬等)
  - ・ 管理費 法定福利費、労働管理費、安全管理費等
  - ・ 廃棄物処理費 既存の換気設備等を廃棄するための経費

### (4) 平面図

設置予定の換気設備の場所を特定するため、平面図を書いて添付してください。

- ① 平面図の書き方は、申請の手引きP11の「平面図、現場写真等を作成するときの留意事項」を参考にしてください。

重要

### (5) 仕様書

設置予定の換気扇の風量が明記されている仕様書(メーカー発行)を添付してください。

- ① 換気扇を選定するとき、換気扇の有効風量は、ダクトの長さや曲がり状況等によって開放風量(仕様書の風量)より小さくなるので十分留意してください。

重要

### (6) 工事前の現場写真

設置予定の換気扇や給気口の場所を特定するため、写真を撮って添付してください。

- ① 写真の撮り方は、申請の手引きP11の「平面図、現場写真等を作成するときの留意事項」を参考にしてください。

重要

(7) ひなた飲食店認証基準適合チェックシート

様式は「申請の手引き P24」にあります。

- ① チェックシートの書き方は、申請の手引き P11 の「平面図、現場写真等を作成するときの留意事項」を参考にしてください。

重要

(8) 食品衛生法に基づく飲食店営業許可証の写し

飲食店営業許可証の写しを添付してください。

- ① 飲食店営業許可証に記載されている「氏名」と補助金交付申請者が異なるときは、事前にサポートセンターに連絡してください。

重要

## 平面図、現場写真等を作成するときの留意事項

補助金交付申請書の添付書類の中で、次の3つの添付書類は密接に関連していますので、【留意事項】を読んで作成してください。

- ① 平面図
- ② 工事前の現場写真
- ③ ひなた飲食店認証基準適合チェックシート

### 【留意事項】

#### 1 平面図

飲食する場所が複数の完全個室に分かれているときは、原則、個室ごとの換気設備が必要です。

重要

A4の紙に飲食スペース、厨房、通路等を書き、飲食スペースには次のものを記載してください。

- ① 既存の換気扇又は給気口があるときは、設置されている場所
- ② 設置予定の換気扇の場所と型番
- ③ 設置予定の給気口の場所と型番
- ④ 客席の配置図
- ⑤ 換気を行うスペースの範囲

#### 2 工事前の現場写真

重要

- ① 飲食店内を遠目で撮影し、設置予定の換気扇又は給気口の場所をマーカー等で「○」し、それぞれの型番を記載してください。
- ② 既設の換気扇又は給気口を入れ替えるときは、既設のものにマーカー等で「○」をし、入れ替える換気扇又は給気口の型番を書いてください。
- ③ 現場写真はA4の台紙に貼ってください。

#### 3 ひなた飲食店認証基準適合チェックシート

重要

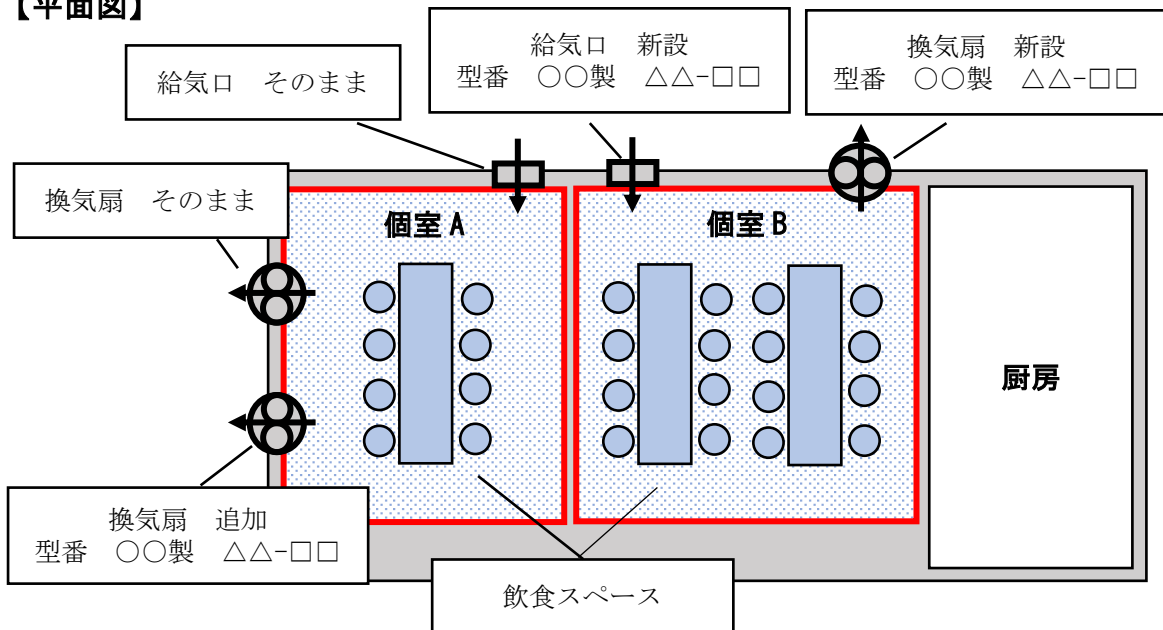
- ① 必ず、チェックシートの青色内には数値を書いてください。
- ② 飲食する場所が複数の完全個室に分かれているときは、個室ごとに換気が必要です。個室ごとにチェックシートを作成してください。

## 【平面図、現場写真等の作成例】

### 2つの完全個室に分かれている飲食店

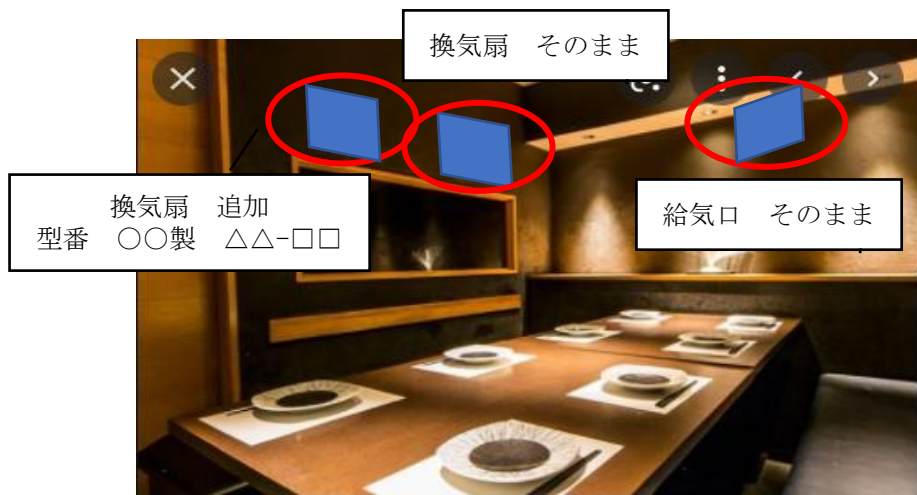
- ① 個室A 客席8人  
換気扇1基と給気口1基が設置されているが、換気量が不足しているため、換気扇を1基追加し換気量を大きくする。給気口はそのまま。
- ② 個室B 客席16人  
換気扇と給気口はいずれも設置されていないので、換気扇と給気口を新たに1基ずつ設置する

### 【平面図】



### 【工事前の現場写真】

個室Aについての写真です。個室Bの場合も、同様に写真に書いてください。



# 【ひなた飲食店認証基準適合チェックシート】

## 個室Aの場合

添付様式1										
<b>ひなた飲食店認証基準・適合チェックシート</b>										
① 完全個室の場合は、個室ごとにチェックシートを作成してください。										
② <span style="background-color: #ccccff; padding: 2px;">      </span> で該当するものは全て記入してください。申請者☑欄にもチェックを入れてください。										
申請する営業所の名称、屋号又は商号		レストラン〇〇〇								
部屋番号(個室の場合に限る。)		個室A						☑を入れてください。		
		同じ人数です。								
		必要な換気量						申請者 ☑欄	食品衛生 協会☑欄	
一部屋あたりの人数 (客席数+常時部屋内にいる従業員数)		客席	8人	+	従業員	0人	=	8人	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
必要な換気量		30m <sup>3</sup> /時	×	8人	=	240m <sup>3</sup> /時		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
現在設置されている換気扇の有効風量が必要な換気量 240 m <sup>3</sup> /時より大きいときは、換気扇の設置は認められません。										
工事前の換気扇の数		1基						<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
工事前の換気扇の有効風量		100m <sup>3</sup> /時						<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
工事前の給気の状態		該当するものに「○」を付けてください。 <input checked="" type="checkbox"/> 給気口 ・ 窓 ・ ドア ・ その他						<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		給気口に「○」した場合はその数 1基						同じ基数です。		
		工事後の換気・給気の状態						申請者 ☑欄	食品衛生 協会☑欄	
工事後の換気の状態	工事前の換気扇の数	1基						<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	撤去する換気扇の数	0基								
	新たに設置する換気扇の数	1基								
	工事後の換気扇の総数	2基								
	工事後の換気扇の総有効風量	300m <sup>3</sup> /時								
工事後の給気の状態		該当するものに「○」を付けてください。 <input checked="" type="checkbox"/> 給気口 ・ 窓 ・ ドア ・ その他						<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		①必要な換気量 240 m <sup>3</sup> /時より大きな風量が必要です。 ②仕様書の風量が 300 m <sup>3</sup> /時でも、ダクトの長さや曲がり状況によって、有効風量は 300 m <sup>3</sup> /時より小さくなるので注意してください。								
排気口と給気口が、換気上適切な位置に設置されているか。								<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

## 個室Bの場合

添付様式1										
ひなた飲食店認証基準・適合チェックシート										
① 完全個室の場合は、個室ごとにチェックシートを作成してください。										
② <span style="background-color: #ccccff; border: 1px solid black; padding: 2px;">          </span> で該当するものは全て記入してください。申請者☑欄にもチェックを入れてください。										
申請する営業所の名称、屋号又は商号	レストラン〇〇〇									
部屋番号(個室の場合に限る。)	個室B <span style="background-color: #ccccff; border: 1px solid black; padding: 2px;">☑を入れてください。</span>									
必要な換気量 <span style="background-color: #ccccff; border: 1px solid black; padding: 2px;">同じ人数です。</span>										
一部屋あたりの人数 (客席数+常時部屋内にいる従業員数)	客席	16人	+	従業員	0人	=	16人	申請者☑欄	食品衛生協会☑欄	
必要な換気量	30m <sup>3</sup> /時	×	16人	=	480m <sup>3</sup> /時			☑	☐	
工事前の換気・給気の状態										
工事前の換気扇の数	0基							☑	☐	
工事前の換気扇の有効風量	0m <sup>3</sup> /時							☑	☐	
工事前の給気の状態	該当するものに「○」を付けてください。 給気口・窓・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">ドア</span> ・その他							☑	☐	
	給気口に「○」した場合はその数 0基							同じ基数です。		
工事後の換気・給気の状態										
工事後の換気の状態	工事前の換気扇の数	0基							☑	☐
	撤去する換気扇の数	0基								
	新たに設置する換気扇の数	1基								
	工事後の換気扇の総数	1基								
	工事後の換気扇の総有効風量	600m <sup>3</sup> /時								
工事後の給気の状態	該当するものに「○」を付けてください。 給気口・窓・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">ドア</span> ・その他							☑	☐	
	給気口に「○」	①必要な換気量 480 m <sup>3</sup> /時より大きな風量が必要です。 ②仕様書の風量が 600 m <sup>3</sup> /時でも、ダクトの長さや曲がり状況によって、有効風量は 600 m <sup>3</sup> /時より小さくなるので注意してください。								
排気口と給気口が、換気上適切な位置に設置されているか。								☑	☐	



# 補助金実績報告書の書き方

## 1 補助金実績報告書

補助金実績報告書は「申請の手引き P21」にあります。次の注意書きを読んで、正確に書いてください。

別記様式第7号	色が付いている部分は必ず書いてください。		兼請求書 兼チェックシート
「ひなた飲食店認証」換気設備設置等支援事業費補助金実績報告書			令和 年 月 日
公益社団法人宮崎県食品衛生協会長 殿		報告日を書いてください。	
<p>標記補助金について、「ひなた飲食店認証」換気設備設置等支援事業費補助金交付要綱第11条に基づき、下記のとおり実績を報告します。なお、交付額確定後は、交付確定額を請求します。</p>			
記		押印してください。 法人は登記印です。	
申請者	ふりがな		裏面の注意事項を、よく読んで記入してください。
	氏名	印	
	現住所	〒	
営業所	ふりがな	飲食店営業許可証のとおり正確に書いてください。	電話番号
	営業所の名称、屋号又は商号	営業許可番号	携帯電話番号を書き取れる番号を書いてください。
	営業所の所在地	〒	飲食店営業許可証の許可番号を書いてください。
申請内容	交付決定額	【税抜】 円	※補助の上限額は1事業者当たり5.0万円です。消費税法の実績額を
	実績額	【税抜】 円	消費税法の実績額を書いてください。満たない場合は、
	工事着手日および完了日	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	
振込先	カタカ	実際の工事着手日と完了日を書いてください。(通帳の写し要提出)	
	口座名義人 (※申請者と同名義)	預金種別	普通・当座
	金融機関名	口座番号	
【要件該当確認】	<p>以下の項目に相違ないことを誓約します。</p> <p>提出書類に記載した内容は事実と相違ありません。</p> <p>補助対象事業は、他の補助制度を受けていません。</p> <p>期間内に処分しようとする場合は、事前に承認を受けてください。</p> <p>要件に該当すれば、実績報告書は受け付けられませんので、該当しなければ必ず☑を入れてください。</p> <p>「ひなた飲食店認証」を取り消された場合は、補助金を</p>		
【添付書類確認】	<p>右の項目について、添付されている場合は☑にチェックしてください。</p> <p>全ての添付書類が必要です。添付書類が揃っていないものに</p>		
	① 工事請負契約書又は発注書及び発注請書の写し		<input type="checkbox"/>
	② 工事代金の支払状況が確認できる書類(領収書、振込記録等の写し)		<input type="checkbox"/>
	③ 工事の完了を証明する書類の写し(工事完了報告書の写し)		<input type="checkbox"/>
	④ 補助対象事業の実績が確認できる写真等(工事前、工事後)		<input type="checkbox"/>
	⑤ 食品衛生法に基づく営業許可証の写し(新規開業施設)		<input type="checkbox"/>
	※交付申請時に提出済み		<input type="checkbox"/>
	⑥ 補助金振込先口座と口座名義が確認できる通帳の写し		<input type="checkbox"/>
	⑦ ひなた飲食店認証書の写し		<input type="checkbox"/>

## 2 補助金実績報告書の添付書類

補助金実績報告書には次の7書類の添付書類が必要です。工事業者と相談して添付書類を揃えてください。詳しくは、説明書きを読んでください。

- ① 工事請負契約書又は発注書と発注請書の写し
- ② 領収書、振込記録等の写し
- ③ 工事完了報告書の写し
- ④ 工事前後の現場写真
- ⑤ 食品衛生法に基づく営業許可証の写し(新規開業施設に限る。)
- ⑥ 補助金振込先口座と口座名義が確認できる通帳の写し
- ⑦ ひなた飲食店認証書の写し

重要

### (1) 工事請負契約書又は発注書と発注請書の写し

次の①又は②のいずれかの書類の写しを添付してください。

- ① 工事請負契約書
- ② 発注書と発注請書(注文書と注文請書でも結構です。)

サンプルは申請の手引き P25 と 26

- ① 事業者及び工事業者の押印が必要です。
- ② 日付は補助金交付決定日以降です。
- ③ 印紙 200 円が必要です。(契約金 1 万円以上～100 万円以下)

重要

### (2) 領収書、振込記録等の写し

工事代金の支払い状況が確認できる領収書、振込記録等の写しを添付してください。

- ① 支払額は消費税込みの金額です。
- ② 領収書には工事業者の押印と印紙 200 円が必要です。
- ③ 振込みの場合、振込手数料を差し引いて支払額を振り込むことはできません。

重要

### (3) 工事完了報告書の写し

サンプルは申請の手引き P27

工事が終了したことを証する工事完了報告書の写しを添付してください。

- ① 工事業者の押印が必要です。

重要

#### (4) 工事前後の現場写真

「換気設備が設置予定の場所に設置されているか」、また「設置予定機種が設置されているか」を確認するため、工事前後の現場写真を添付してください。

- ① 工事前の現場写真は、補助金交付申請時に提出した同じ写真です。
- ② 工事後の現場写真は、工事前の写真と同じ方向から撮ってください。
- ③ 換気設備の型番を確認できる写真も添付してください。
- ④ 写真は A4 の台紙に貼ってください。

重要

#### 【写真の作成例 換気扇 1 基を追加、給気口はそのまま】



(5) 食品衛生法に基づく営業許可証の写し

補助金交付申請時に提出しなかった事業者は提出してください。

(6) 補助金振込先口座と口座名義が確認できる通帳の写し

重要

- ① 「口座名義人」、「預金種別」、「金融機関名」、「口座番号」が全て確認できるものの写しを添付してください。

(7) ひなた飲食店認証書の写し

ひなた飲食店の認証を受けていなければ、補助金を支払うことはできません。

### 【ひなた飲食店認証の取得方法】

スマートフォン又はパソコンから「ひなた飲食店認証制度」で検索し、認証取得の申請を行ってください。

#### スマートフォン



ここをタップし  
「申請について」を選択

「申請について」を  
クリック

#### パソコン



問合先 ひなた飲食店認証制度事務局  
〒 880-0805 宮崎市橘通東 1-8-11 TOKIWA205 ビル 2F  
TEL 0985-31-1611 FAX 0985-31-1613  
(土日・祝日・年末年始除く。9:30~17:30)

別記様式第1号

「ひなた飲食店認証」換気設備設置等支援事業費補助金交付申請書

兼誓約書  
兼チェックシート

令和 年 月 日

公益社団法人宮崎県食品衛生協会長 殿

標記補助金について、「ひなた飲食店認証」換気設備設置等支援事業費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり申請します。

記

申請者	ふりがな			裏面の注意事項を、よく読んで記入してください。
	氏名	印		
	現住所	〒	電話番号	
営業所	ふりがな	営業許可番号		
	営業所の名称、屋号又は商号	※複数店舗分の申請の場合、複数の番号を記入。 ※全ての営業許可証の写しを添付。		
	営業所の所在地	〒	営業所電話番号	
事業計画	経費内訳 (資材費、施工費、運搬費、管理費など) ※消費税は補助対象外です。 ※記入欄が不足する場合は、任意の用紙に同様の内訳を記載して添付してください。 ※複数店舗申請する場合、合計額を記入してください。 ※対応する工事見積書の写しを提出してください。	費目	金額	円
				円
				円
				円
				円
			計	
申請額 ※消費税は補助対象外	【税抜】	円	※申請の上限額は1事業者当たり50万円です。 ※金額の合計が50万円に満たない場合は、その合計金額が申請額の上限となります。	
工事実施(予定)時期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで			
【要件該当確認】 右の項目について、よく読んで、当てはまる場合に□にチェック(☑)してください。	<input type="checkbox"/> 以下の項目に相違ないことを誓約します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>提出書類に記載した内容は事実と相違ありません。</li> <li>補助対象事業は、他の補助制度を受けていません。</li> <li>補助対象事業は、その実施について、建物所有者から承諾が得られています。</li> <li>食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けています。</li> <li>その場所で飲食することを主たる目的とした設備を有さない飲食店に該当しません。</li> <li>補助対象施設は、ひなた飲食店認証の申請をする施設です。</li> <li>暴力団員ではなく、暴力団や暴力団員と密接な関係がありません。</li> </ul>			
【添付書類確認】 右の項目について、添付されている場合は□にチェック(☑)してください。	① 納税証明書(県税に未納がないことの証明)			<input type="checkbox"/>
	② 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第2号)			<input type="checkbox"/>
	③ 補助対象経費が確認できる書類等(工事見積書等)			<input type="checkbox"/>
	④ 補助対象事業の内容が確認できる図面、資料等(平面図、仕様書、現場写真等)			<input type="checkbox"/>
	⑤ (添付様式1)ひなた飲食店認証基準適合チェックシート			<input type="checkbox"/>
	⑥ 食品衛生法に基づく飲食店営業許可証の写し			<input type="checkbox"/>
令和3年度に同補助金の交付を受けた事業者ですか。	はい ・ いいえ			
食品衛生協会 記入欄	交付決定年月日		交付決定額	円
	交付日			

**【注意事項】**

- ・交付決定後に着工する補助対象事業の経費が対象となります。
- ・補助金の上限額は1事業者当たり50万円です。
- ・複数の営業所に係る申請の場合、営業所の名称、所在地、電話番号は、代表とする営業所のみ記載してください。
- ・営業許可番号は、申請に関わる全ての営業所の番号を記載するとともに、記載した営業所の全ての営業許可証の写しを提出してください。
- ・対象経費の金額の合計が50万円に満たない場合、その合計金額が申請額の上限となります。
- ・申請内容に、補助対象とならない経費が計上されている場合は、交付決定額が申請額を下回る可能性があります。
- ・経費内訳の欄が不足する場合は、任意の別紙に内訳を記入して提出してください。
- ・工事見積書の写しを提出してください。
- ・記載内容に疑義や記載漏れがある場合には、センターより確認の連絡をすることがあります。
- ・表面下部の「要件該当確認」の内容をよく読み、該当するか確認してください。全て該当する場合のみ(チェック)  してください。全て該当する場合のみ補助金の交付対象になります。
- ・表面下部の「添付書類確認」をよく読み、添付書類が不足していないか確認してください。

**【補助対象の可否】**

<対象となる設備>

品目	可否
客席部分の換気を行う 換気設備の新規設置	対象になる
客席部分の換気を行う 換気設備の改修	対象になる

<対象とならない設備>

品目	可否
エアコン	対象にならない
換気機能付きエアコン	対象にならない
空気清浄機能付きエアコン	対象にならない
空気清浄機	対象にならない
サーキュレーター(送風機)	対象にならない
扇風機	対象にならない
換気扇等の清掃・修理	対象にならない
客席部分の換気を行わない 厨房・トイレ等の換気設備	対象にならない
焼肉店等の排煙装置	対象にならない

※必要換気量を満たすものに限る。

必要換気量については、「(添付様式1)ひなた飲食店認証基準適合チェックシート」をご確認ください。

**【申請先】**

飲食店認証サポートセンター  
〒880-0802 宮崎市別府町2-12宮崎県建友会館  
電話：(0985) 41-8853 FAX：(0985) 41-8867  
窓口開設時間 月曜日から金曜日(祝日、年末年始除く。) 午前10時から午後4時



「ひなた飲食店認証」換気設備設置等支援事業費補助金実績報告書

兼請求書  
兼チェックシート

令和 年 月 日

公益社団法人宮崎県食品衛生協会長 殿

標記補助金について、「ひなた飲食店認証」換気設備設置等支援事業費補助金交付要綱第11条に基づき、下記のとおり実績を報告します。なお、交付額確定後は、交付確定額を請求します。

記

申請者	ふりがな			裏面の注意事項を、よく読んで記入してください。	
	氏名	印			
	現住所	〒	電話番号		※日中でも連絡が取れる番号
営業所	ふりがな	営業許可番号			
	営業所の名称、屋号又は商号	※複数店舗分の申請の場合、複数の番号を記入。 ※全ての営業許可証の写しを添付。			
	営業所の所在地	〒	営業所電話番号		
申請内容	交付決定額	【税抜】	円	※補助の上限額は1事業者当たり50万円です。 ※導入金額の合計が50万円に満たない場合は、その合計金額が補助額の上限となります。	
	実績額 ※消費税は補助対象外	【税抜】	円	※実績額に補助対象外経費を含めないでください。	
	工事着手日 および完了日	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで			
振込先	以下の口座に振り込んでください。（通帳の写し要提出）				
	カタカナ		預金	普通 ・ 当座	
	口座名義人 (※申請者と同名義)		種別		
	金融機関名	銀行 金庫 組合 農協	本店 支店 出張所	口座番号	
【要件該当確認】	<input type="checkbox"/> 以下の項目に相違ないことを誓約します。 ・ 提出書類に記載した内容は事実と相違ありません。 ・ 補助対象事業は、他の補助制度を受けていません。 ・ 補助金を受けて取得した設備を定められた期間内に処分しようとする場合は、事前に承認を受けます。 ・ 補助対象施設は、ひなた飲食店認証を取得した施設です。 ・ ひなた飲食店認証を取り消された場合は、補助金を返還します。				
【添付書類確認】	右の項目について、添付されている場合は□にチェック(☑)してください。				
	① 工事請負契約書又は発注書及び発注請書の写し				<input type="checkbox"/>
	② 工事代金の支払状況が確認できる書類（領収書、振込記録等の写し）				<input type="checkbox"/>
	③ 工事の完了を証明する書類の写し（工事完了報告書等の写し）				<input type="checkbox"/>
	④ 補助対象事業の実績が確認できる写真等（工事前、工事後）				<input type="checkbox"/>
	⑤ 食品衛生法に基づく営業許可証の写し（新規開業施設）				<input type="checkbox"/>
	※交付申請時に提出済み				<input type="checkbox"/>
⑥ 補助金振込先口座と口座名義が確認できる通帳の写し				<input type="checkbox"/>	
⑦ ひなた飲食店認証書の写し				<input type="checkbox"/>	

## 【注意事項】

- ・交付決定後に着工する補助対象事業の経費が対象となります。
- ・補助金の上限額は1事業者当たり50万円です。
- ・複数の営業所に係る申請の場合、営業所の名称、所在地、電話番号は、代表とする営業所のみ記載してください。
- ・営業許可番号は、申請に関わる全ての営業所の番号を記載するとともに、記載した営業所の全ての営業許可証の写しを提出してください。（交付申請時に提出済みの場合を除く。）
- ・対象経費の金額の合計が50万円に満たない場合、その合計金額が申請額の上限となります。
- ・申請内容に、補助対象とならない経費が計上されている場合は、交付決定額が申請額を下回る可能性があります。
- ・経費の内訳の欄が不足する場合は、任意の別紙に内訳を記入して提出してください。
- ・工事請負契約書の写しを提出してください。
- ・領収書又は振込記録の写しを提出してください。
- ・振込口座の通帳の写し（支店名や口座名義人が確認できるもの）を提出してください。
- ・記載内容に疑義や記載漏れがある場合には、センターより確認の連絡をすることがあります。
- ・表面下部の「要件該当確認」の内容をよく読み、該当するか確認してください。全て該当する場合のみ（チェック）してください。全て該当する場合のみ補助金の交付対象となります。

## 【補助対象の可否】（2021. 8. 20時点）

<対象となる設備>

品目	可否
客席部分の換気を行う 換気設備の新規設置	対象になる
客席部分の換気を行う 換気設備の改修	対象になる

※必要換気量を満たすものに限る。

必要換気量については、交付申請の際に提出された「（添付様式1）ひなた飲食店認証基準適合チェックシート」をご確認ください。

<対象とならない設備>

品目	可否
エアコン	対象にならない
換気機能付きエアコン	対象にならない
空気清浄機能付きエアコン	対象にならない
空気清浄機	対象にならない
サーキュレーター（送風機）	対象にならない
扇風機	対象にならない
換気扇等の清掃・修理	対象にならない
客席部分の換気を行わない 厨房・トイレ等の換気設備	対象にならない
焼肉店等の排煙装置	対象にならない

## 【申請先】

飲食店認証サポートセンター

〒880-0802 宮崎市別府町2-12宮崎県建友会館

電話：(0985) 41-8853 FAX：(0985) 41-8867

窓口開設時間 月曜日から金曜日（祝日、年末年始除く。）午前10時から午後4時



特別徴収実施確認・開始誓約書

年 月 日

住 所  
氏 名 印  
(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)

チェック欄（いずれかに該当する項目□にチェックを入れてください。）

1 領収証書の写し添付

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

6か月以内の領収証書の写しを添付してください。
-------------------------

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。

→ 確認印を受けてください。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号：

※ 各事業所で事前に記入しておいてください。

(2) 特別徴収義務がない

- 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。

→ 確認印を受けてください。

(3) 開始誓約

- 当事業所は、年 月から、従業員等の個人住民税について特別徴収を開始することを誓約します。  
つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。

→ 確認印を受けてください。

市(町・村)確認印

添付様式1										
<b>ひなた飲食店認証基準・適合チェックシート</b>										
① 完全個室の場合は、個室ごとにチェックシートを作成してください。										
② <span style="background-color: #ccccff; border: 1px solid black; padding: 2px;">          </span> で該当するものは全て記入してください。申請者欄にもチェックを入れてください。										
申請する営業所の名称、屋号又は商号										
部屋番号(個室の場合に限る。)				【例 個室A、座敷1】						
必要な換気量								申請者 ☑欄	食品衛生 協会☑欄	
一部屋あたりの人数 (客席数+常時部屋内にいる従業員数)		客席	人	+	従業員	人	=	人	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
必要な換気量		30m <sup>3</sup> /時	×	人	=	m <sup>3</sup> /時			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
工事前の換気・給気の状態								申請者 ☑欄	食品衛生 協会☑欄	
工事前の換気扇の数		基						<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
工事前の換気扇の有効風量		m <sup>3</sup> /時						<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
工事前の給気の状態		該当するものに「○」を付けてください。 給気口・窓・ドア・その他						<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		給気口に「○」した場合はその数						基	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
工事後の換気・給気の状態								申請者 ☑欄	食品衛生 協会☑欄	
工事後の換気の状態	工事前の換気扇の数		基						<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	撤去する換気扇の数		基							
	新たに設置する換気扇の数		基							
	工事後の換気扇の総数		基							
	工事後の換気扇の総有効風量		m <sup>3</sup> /時						<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
工事後の給気の状態			該当するものに「○」を付けてください。 給気口・窓・ドア・その他						<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	給気口に「○」した場合		(工事前の数)-(撤去する数)+(新たに設置する数)						<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		基						<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
排気口と給気口が、換気上適切な位置に設置されているか。								<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

サンプル

## 発 注 書

令和 年 月 日

御中 (発注者)  
住所

氏名 ⑩

下記のとおり、発注いたします。

注文番号	
工 事 名	
工事場所	
工 期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
注文金額	
支払条件	

### 注文内訳

No.	摘 要	数 量	単 価	金 額
		小 計	¥	
		消費税	¥	
		合 計	¥	

備 考	
-----	--



サンプル

# 発注請書

令和 年 月 日

\_\_\_\_\_ 御中 (受注者)  
住所

下記のとおり、お請けいたします。 氏名 ㊟

注文番号	
工事名	
工事場所	
工期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
注文金額	
支払条件	

## 注文内訳

No.	摘要	数量	単価	金額
		小計	¥	
		消費税	¥	
		合計	¥	

備考	
----	--

サンプル

## 工事完了報告書

令和 年 月 日

(発注者名)

〇〇〇〇 様

(受注者名)

〒〇〇〇-〇〇〇

〇〇市〇〇町〇〇

(株) 〇〇〇〇

代表取締役 〇〇〇〇 印

TEL 〇〇〇〇

次のとおり、工事を完了しましたので御報告させていただきます。

工事名	〇〇〇 様 換気扇設置等工事		
工事場所			
工事開始日	令和 年 月 日	工事完了日	令和 年 月 日
工事内容	換気扇設置等工事		
特記事項			